



報道関係者 各位

令和2年7月3日
宮城労働局労働基準部賃金室
賃金室長 早坂 邦彦
専門監督官 寺島 奈月
電話 022 (299) 8841
夜間 022 (207) 3794

令和2年1月から3月までの最低賃金の履行確保に係る監督指導結果 ～最低賃金法違反率は0.7%増加～

最低賃金制度は賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るセーフティネットとして重要な役割を有しており、宮城労働局（局長 毛利 正）では、昨年10月1日に宮城県最低賃金を時間額824円に、同12月15日に特定（産業別）最低賃金（別添「宮城県の最低賃金」参照）をそれぞれ改正し、県内の各種団体、事業場、地方公共団体等をはじめ幅広くその周知広報を行ってまいりました。

一方、最低賃金の履行確保を図るため、令和2年1月から3月までの間に県内の全ての労働基準監督署において、集中的な監督指導を実施しましたが、その結果を取りまとめましたので以下のとおり発表します。

1 最低賃金法違反の状況（別紙参照）

（1） 監督実施事業場数等（表1）

- ・195事業場に対し監督指導を実施（前年度より71件減少）
- ・最低賃金額未満の賃金額で労働者を雇用していた事業場数は30事業場（同より9件減少）
- ・最低賃金の違反率は15.4%（同0.7%増加）

（2） 最低賃金額未満の労働者数（表1）

- ・最低賃金額未満の労働者数は56人（同75人減少）
- ・監督実施事業場全労働者数に占める割合は3.4%（同1.4%減少）

(3) 最低賃金額未満の労働者のうちのパート・アルバイトの割合 (表1)

- ・最低賃金額未満労働者のうちパート・アルバイトは35人・全体の62.5%
(同50人減少・2.4%減少)

(4) 監督実施事業場の最低賃金に対する認識 (表2)

- ・宮城県の最低賃金額を知っていた 91.8% (同5.3%増加)
- ・額は知らないが最低賃金が適用されることを知っていた 8.2%
(同5.0%減少)
- ・最低賃金が適用されることを知らなかった 0% (同0.4%減少)

(5) 最低賃金額以上を支払っていなかった主な理由 (表3)

- ①「適用される最低賃金額を知らなかった」10事業場・28.6% (同2件減少・2.5%増加)
- ②「最低賃金改定を知っていたが賃金改定をしていなかった」6事業場・17.1%
(同6件減少・9.0%減少)
- ③「合意があればいいと思っていた」4事業場・11.4% (同2件増加・7.1%増加)
- ④「月給制の労働者について、時間額に換算して最低賃金額以上の金額となっているか比較していなかった」3事業場・8.6% (同2件減少・2.3%減少)

なお、その他が12事業場で34.3%を占めているが、「高齢者には適用されないと思っていた」、「売上減・コスト増により最低賃額を支払うことができなかった」、「次年度に改定すればよいと思っていた」など理由は多種多様であった。

2 改善指導

最低賃金額以上の賃金額を支払っていない事業場に対しては、最低賃金改定時にさかのぼって最低賃金額以上の賃金を支払うよう改善指導を行った。

3 今後の対応

宮城労働局では、引き続き、最低賃金制度及び最低賃金額について幅広く周知を図るとともに、事業場に対しては最低賃金が適切に支払われているかを監督指導等を通じて確認し、最低賃金の履行確保を図ることとしている。

さらに、最低賃金引上げの影響が大きい中小企業・小規模事業者に対して、生産性を向上させるための助成金の活用等の支援策について周知を図る。

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果(令和2年1月～3月)

表1 監督実施事業場数、同労働者数

監督実施 事業場数	最低賃金 未満 事業場数	違反率 (%)	監督実施 事業場 全労働者数	最低賃金額未満労働者			
				数	比率 (%)	うち パート・アルバイト数	同比率%
195 (266)	30 (39)	15.4 (14.7)	1,663 (2,724)	56 (131)	3.4 (4.8)	35 (85)	62.5 (64.9)

※ () 内は平成31年1月～3月の監督実施結果(以下同じ)

表2 事業場における最低賃金に対する認識

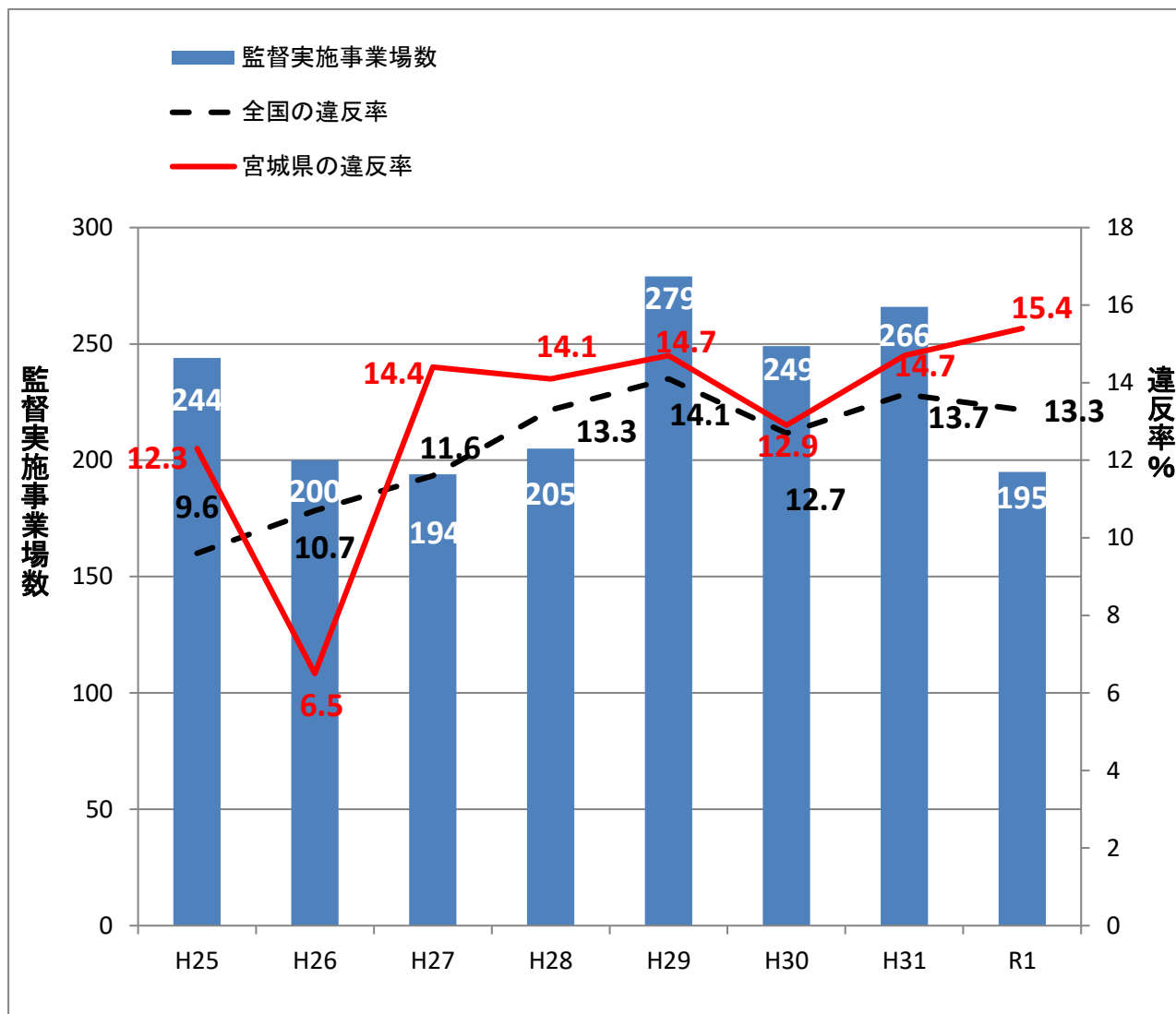
理 由	事業場数	割合%
適用される最低賃金額を知っている。	179 (230)	91.8 (86.5)
最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている。	16 (35)	8.2 (13.2)
最低賃金が適用されるとは知らなかった。	0 (1)	0 (0.4)
合 計	195 (266)	

表3 最低賃金額以上を支払っていなかった理由

理 由	事業場数	割合%
適用される最低賃金額を知らなかった。	10 (12)	28.6 (26.1)
最低賃金改定を知っていたが賃金改定をしていなかった。	6 (12)	17.1 (26.1)
合意があればいいと思っていた。	4 (2)	11.4 (4.3)
月給制の労働者について、時間額に換算して最低賃金額以上の金額となっているか比較していなかった。	3 (5)	8.6 (10.9)
その他(高齢者には適用されないと思っていた、売上減・コスト増により最低賃額を支払うことができなかった、次年度に改定すればよいと思っていた等)	12 (15)	34.3 (32.6)
合 計	35 (46)	

※ 複数回答可のため事業場数の合計は最低賃金額以上を支払っていなかった事業場数を超える。

【参考】 最低賃金を主眼とした監督指導の実施状況の推移



最賃額	685 円	696 円	710 円	726 円	748 円	772 円	798 円	824 円
引上額	10 円	11 円	14 円	16 円	22 円	24 円	26 円	26 円